

○総務省告示第四百三十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百条第一項の承認をしたので、同法第四百条第五項において読み替える同法第九十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十二月三十一日

総務大臣 武田 良太

- 1 名称 Element Materials Technology Warwick Ltd
- 2 住所 Unit 1 Pendle Place, Skelmersdale, WN8 9PN, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
- 3 承認に係る事業の区分 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第4条第1号及び第2号に掲げる事業
- 4 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地 Unit 1 Pendle Place, Skelmersdale, WN8 9PN, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
- 5 技術基準適合認定の業務の開始の日 令和3年1月1日